

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市外国人市民代表者会議
根拠法令等	川崎市外国人市民代表者会議条例
設置年月日	平成8年12月1日
所掌事務	外国人市民が自らに係る諸問題について調査審議する。
委員数	26人以内
委員の構成	日本の国籍を有せず、18歳以上、かつ本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	市民文化局 人権・男女共同参画室 電 話 044-200-2359 ファックス 044-200-3914
ホームページアドレス	http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0.html